

北海道文化賞実施要綱

北海道文化賞の実施に関しては、北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）及び北海道表彰事務取扱要領（平成10年4月1日人事第40号総務部長通達）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 目的

北海道文化賞は、北海道の文化の向上発達に関しその功績が顕著な者を顕彰することにより、もって北海道の文化の普及振興に資することを目的とする。

第2 授賞件数等

- 1 授賞件数は、北海道文化賞（以下「文化賞」という。）、北海道文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）ともに3件以内とし、受賞者には賞状及び副賞を贈呈する。
- 2 授賞は1回限りとする。但し、文化奨励賞の受賞者へ次年度以降、文化賞を授賞することは妨げない。

第3 表彰の推薦

- 1 表彰を受けるにふさわしいと認める者（個人又は団体）（以下「授賞候補者」という。）を推薦しようとする者は、別記様式による表彰推薦書を作成して、参考資料等とともに、6月末日までに環境生活部文化局文化振興課へ提出するものとする。但し、自薦は認めない。
- 2 前項の授賞候補者は、次のとおりとする。
 - (1) 北海道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関する活動歴を、文化賞はおおむね20年以上、文化奨励賞はおおむね10年以上有する者。
 - (2) 道内に在住する個人、道内に拠点を置く団体に限定しない。
- 3 第1項の規定により提出された推薦書の有効期間は、授賞候補者が文化賞若しくは文化奨励賞を受賞した場合又は授賞候補者を推薦した者から推薦の取下げがなされた場合を除き、当該推薦書が提出された日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

第4 表彰の基準等

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
 - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
 - (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
 - (5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
 - (6) その他表彰することが適当でないと認められる者
- 2 国の表彰を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しないものとする。

第5 候補者の選考

北海道文化振興条例第9条第2項に基づく、授賞候補者の選考にあたっての北海道文化審議会の意見聴取の前後に、別に定める「北海道文化賞審査要領」により審査を行う。

第6 その他

この要綱の定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成24年6月 1日 文スポ第393号）

この要綱は、平成24年6月 1日から施行する。

附 則（平成27年5月28日 文スポ第643号）

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則（平成28年4月26日 文化第119号）

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。

附 則（平成30年4月 9日文化第32号）

この要綱は、平成30年4月 9日から施行する。

附 則（令和 3年4月 8日文化第54号）

この要綱は、令和 3年4月 8日から施行する。

附 則（令和 5年4月12日文化第36号）

この要綱は、令和 5年4月12日から施行する。